

京都市元離宮二条城自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市元離宮二条城敷地内に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）を募集します。

この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

入城者の利便性向上に資すること及び災害発生時に無償で飲料を提供することを目的として、京都市元離宮二条城敷地内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所、台数、寸法上限

設置番号	場所及び寸法上限	台数
①	清流園休憩所内 東 W1180×D900×H1850 西 W1200×D900×H1850	2台
②	西橋休憩所前 北 W1300×D800×H1900 南 W1300×D800×H1900	2台

※ 設置場所については、指定いたします。元離宮二条城事務所の指示に必ず従ってください。

※ 寸法上限には、空容器の回収箱及び使用電力計測用の電力量計（子メーター）設置場所を含みません。設置場所に制約があるため、別途二条城事務所の指示に従ってください。

3 使用料

提案による入城者数1人当たりの単価（小数点以下第1位まで）に前年1月～12月の入城者数（1人単位）を乗じた金額（円位未満の端数は切り捨て）となります。

ただし、最低提案単価を5円とします。

なお、使用料が毎年度算定する本市基準額を下回る場合は、本市基準額が使用料となります。

4 設置事業者等（詳細は仕様書を確認してください。）

設置番号①から②までを合わせて1設置事業者とします。

設置事業者において、自動販売機の設置、取扱商品の補充、取扱商品の変更、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機及びその周辺の清掃・美化などの設置管理運営に必要な一切の業務を行っていただきます。

5 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

- （１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方
- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、令和7年2月28日時点で3年以上の実績を有していること。
 - イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。
 - ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- （２）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出すること。
- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、令和7年2月28日時点で3年以上の実績を有していること。
 - イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。
 - ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し出に当たって、下記の書類の御提出をお願いすることになります。

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体。

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を全て御提出ください。

6 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとします。

7 使用許可の更新

令和8年3月1日以降については、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年ごとに、最長2年（令和10年2月29日）を限度に引き続き使用許可を更新します。

8 参加申込期間

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 受付期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）必着

(イ) 送付先

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川通西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城事務所（担当：遠藤、細川）宛て

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）

※12月29日（日）～31日（火）除く

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

(イ) 提出先

京都市元離宮二条城事務所 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 参加申込書 **様式1**

イ 取扱予定商品（自動販売機用）

ウ 自動販売機の機種等の仕様が分かる資料

エ 自己を証明する書類（必要な方のみ）

} 様式は任意です。

(3) その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、元離宮二条城のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://ni-jo-jocastle.city.kyoto.lg.jp>

9 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式2** にその内容を記入のうえ提出してください。

(1) 質問書受付期間

持参の場合は、令和6年12月20日（金）～令和7年1月6日（月）

※12月29日（日）～31日（火）除く

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

郵送の場合は、令和7年1月6日（月）必着

(2) 質問書提出先

〒604-8301

京都市中京区二条通堀川通西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城事務所（担当：遠藤、細川）まで

(3) 質問に対する回答

回答は、令和7年1月10日（金）中に元離宮二条城のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

10 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された参加申込書等の応募書類を審査したうえで、「5 応募資格要件」を満たす者のうち、提案単価の最高金額を提示した応募者を設置事業者に決定します。

イ 最高金額を提示した応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和7年1月31日（金）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

決定された設置事業者には令和7年1月31日（金）以降にて郵便にて通知します。

また、元離宮二条城のホームページにおいて、決定された設置事業者、落札金額及びその他応募者（金額含む）についてもあわせて公表します。

ホームページアドレス <https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp>

(4) 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募を失格とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募書類の記載事項に記載漏れがあるもの又は応募書類の記載箇所の判読が困難であるもの

ウ 提案単価が最低単価未満のもの

エ 応募者による訂正印のない提案単価の訂正、削除、挿入等があるもの

オ 応募手続きに関し不正な行為を行ったもの

カ その他この仕様書の条件等に違反したもの

1 1 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、決定通知後 7 日以内に、行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 保証人について

保証人を立てていただき、運営事業者及び保証人の署名又は記名等^{※1}のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください^{※2}。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の 5 倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料(年額)の 1 / 4 の保証金を納付してください。

(3) 自動販売機の機種等の資料の提出

設置図面（平面、立面など）、自動販売機の詳細な仕様分かる資料を提出してください。

1 2 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 行政財産使用許可申請を指定する期日までに提出しなかった場合
- (2) 使用料の納入を指定する期日までに行わなかった場合

1 3 その他

(1) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

(2) 応募、質問及び行政財産使用許可の手続等に要する一切の費用は、設置事業者で御負担いただきます。

(3) 設置事業者には、自動販売機の設置後、毎月の販売実績（自動販売機の設置場所ごとの売り上げ本数、金額）を報告していただきます。なお、毎月の報告資料は、本市が任意に活用できることとします。

参考資料

○年間入城者数

年度	入城者数
令和3年度	約53.6万人
令和4年度	約126.7万人
令和5年度	約185.6万人
令和6年度(～11月)	約151.8万人

【問い合わせ先】

京都市 元離宮二条城事務所（担当：遠藤・細川）

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川通西入二条城町541番地

電話 (075) 841-0096 (直通)

元離宮二条城ホームページ <https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp>

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

参 加 申 込 書

京都市元離宮二条城自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を確認のうえ同意し、京都市元離宮二条城内における自動販売機設置事業者の応募について、次のとおり申し込みます。

また、設置事業者として応募した後は、結果に関わらず氏名・名称及び提案金額が元離宮二条城のホームページにおいて公表されることに同意します。

氏名・名称 及び代表者氏名	
住所・所在地	〒 —
担当部署・担当者 氏名・連絡先	(担当部署) (氏名) (連絡先) — —
提案単価(円)	円

【注意事項】

- 1 一度応募された参加申込書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 2 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい参加申込書に記載してください。

【添付書類】

- 1 自己を証する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）
- 2 取扱予定商品
- 3 自動販売機の機種等の仕様が分かる資料
- 4 その他参考資料（)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所・所在地

氏名・名称

及び代表者氏名

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

質 問 箇 所
質 問 内 容